

学校再開に向けた段階的な対応

県立中学校・高等学校

月	日	曜	段階的対応	
5	11	月	◆登校日を設定することができる	休業期間
	↓		地域や学校の状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に必要な登校日 を設けることができることとする。 (「段階的に」とは、週あたりの回数や1日あたりの時間数を、状況を見ながら徐々に 増やしていくことを表している。)	
	23	土		
	24	日		
	25	月	◆登校日を設定する	
	26	火	地域や学校の状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮したうえで、必要な登校日(週2日 程度)を設け、授業再開に向けた準備、教育活動を行う。	
	27	水	<登校日の例> ・分散登校、時差登校を行う。1回の在校時間は3時間程度を限度とする。	
	28	木	・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度とする。	
	29	金	・学習状況の点検やこれまでの学習課題の解説や学習指導を行う。授業数とはしない。	
	30	土	・部活動はできない。	
31	日	・県立中学校、高校(定時制)の給食を行わない。		
6	1	月	◆授業を開始する	再開期 I
	2	火	分散登校、時差登校を行い、授業を行う。 毎朝家庭で検温し、風邪症状がないか家庭と連携した健康観察を実施する。 保護者から感染症への不安から欠席させたいとの申し出に対し、校長が合理的理由が あると判断する場合には、「出席停止」とし欠席とはしない。	
	3	水	<登校・授業の例>	
	4	木	・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度とする。	
	5	金	・学校の実情に応じて、学級を2つのグループに分け、午前と午後に分けて登校させ る場合や、2つのグループで1日おきに登校させる場合など工夫をする。	
	6	土	・登校しない時間や日については、オンライン学習や家庭学習課題の提示などを行 い、学習単元を進める。	
	7	日	・生徒、教員はマスクを着用し、グループワークやペアワーク等の学習活動は行わな い。	
			・部活動についても、別紙「学校再開後の部活動について」に従い、実施できる。 ・県立中学校、高校(定時制)の給食を行う。	
8日(月) 以降		◆通常授業を行う	再開期 II	
		・生徒の登校時間が集中しないように、時差登校に配慮しながら通常授業(1教室40 名程度を可とする)を行う。		
		・毎朝家庭で検温し、風邪症状がないか家庭と連携した健康観察を実施する。		
		・保護者から感染症への不安から欠席させたいとの申し出に対し、校長が合理的理由 があると判断する場合には、「出席停止」とし欠席とはしない。		
		・生徒、教員はマスクを着用する。グループワークやペアワーク等の学習活動は密集 して長時間にならないよう慎重に行う。		
		・これまで作成した動画や新たに動画を作成するなど、動画配信の長所をいかし、新 たな学びを研究、工夫して進める。		
		・教室の換気を行い、密閉にならないよう十分留意する。		